

沖高保発第20-111号

平成20年 9月26日

LPガス販売事業者 各位

(社) 沖縄県高圧ガス保安協会

エルピーガス会

会 長 渡口 彦則

[印 省 略]

パロマ工業（株）半密閉式湯沸かし器の点検・回収等に
関する調査と協力について（お知らせ）

日頃からLPガス消費先の保安確保にご努力されていることに敬意を表します。

さて、見出しの件について別紙のとおり沖縄県観光商工部産業政策課長名にて依頼がございましたのでお知らせ致します。

本件については約2年前に不具合が発見されて以来全LPガス販売事業者の協力を得て消費先における設置状況の確認点検、回収が行われてきたところですが、いまだに消費先に設置されていることが判明したことから、経済産業省からさらなる徹底した調査を要請されたことによります。

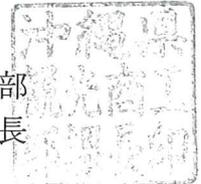
今回要請されている報告書の提出内容は添付書類の左上に（別添）と記載された文書に詳細に記載されておりますので内容を充分確認の上、各社とも確実に対応されますようお願い致します。



観産第1431号
平成20年9月18日

社団法人沖縄県高圧ガス保安協会会長 殿

沖縄県商工観光部
産業政策課長



パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収等に関する調査と協力について（依頼）

本県の高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御理解、御協力いただき厚く感謝申し上げます。

さて、みだしのことについて、別添のとおり平成20年8月22日付け平成20・08・21原院第4号にて経済産業省原子力安全・保安院長から要請があります。

つきましては、液化石油ガス販売事業者は、下記1により適切な対応をとるとともに、下記2により毎月の調査件数を原子力安全・保安院へ直接報告していただくよう貴会員液化石油ガス販売事業者に周知してくださるようお願いいたします。

記

1 調査点検関係

(1) ①開栓中の需要家（特に長期不在等の需要家）については、定期消費設備調査を行う際、②閉栓・休止中の需要家については、供給開始時点検を行う際に、対象機種の見落としがないよう注意すること。

(2) 対象機種が発見された場合は、使用禁止の措置を講じるとともに、その旨をパロマ工業沖縄支店に通知し、迅速に対応すること。

また、2により結果を報告すること。

※対象機種、パロマ工業沖縄支店の連絡先は別添参照

2 報告関係

(1) 毎月の供給開始時調査、定期消費設備調査件数の報告提出方法等は別添提出要領のとおり

※対象機種が発見されない場合でも毎月報告が必要です。

(2) 対象機種が発見された場合の報告提出方法等は別添提出要領のとおり